



一般廃棄物収集運搬業許可証

ご減指令第293号  
令和8年3月31日

住所 ひたちなか市大字津田2554番地の2

氏名 勝田環境株式会社  
代表取締役 望月 福男 様

水戸市長 高 橋



令和8年1月15日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業の許可については、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可し  
ます。

|             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| 営業所の所在地及び名称 | 水戸市曙町3番地3<br>勝田環境株式会社 水戸事務所         |
| 取扱廃棄物の種類    | 一般廃棄物（ごみ）                           |
| 収集又は運搬の別    | 収集及び運搬                              |
| 営業の区域       | 収集 水戸市内（常澄地区及び内原地区を除く）<br>運搬 水戸市内全域 |
| 搬入の場所       | 水戸市清掃工場（水戸市下入野町2100）                |
| 許可期間        | 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで              |
| 許可条件        | なし                                  |